

「経営指導員向け小規模事業者支援研修(個者支援型研修(経営発達支援事業研修)、個者支援型研修(経営計画策定支援研修)、ITスキル向上等研修、地域支援型研修及び見習研修)」の実施に係る業務請負先の公募について(業務説明会の実施について)

標記の件について下記のとおり公告する。

平成 29 年 5 月 16 日

独立行政法人 中小企業基盤整備機構
人材支援グループ長 茂木 文雄

1. 目的

全国 381 万の中小企業、中でもその 9 割を占める小規模事業者は、地域の経済や雇用を支える極めて重要な存在であり、経済の好循環を全国津々浦々まで届けていくためには、その活力を最大限に発揮させることが必要不可欠である。しかしながら、小規模事業者は、人口減少、高齢化、海外との競争の激化、地域経済の低迷といった構造変化に直面しており、売上げや事業者数の減少、経営層の高齢化等の課題を抱えている。その対応として、中小企業基本法の基本理念にのっとりつつ、小規模企業に焦点を当てた小規模企業振興基本法(小規模基本法)及び商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律の一部を改正する法律(小規模支援法)が制定された。

そこで、中小企業基盤整備機構(以下「中小機構」という。)は、半世紀以上にわたり小規模事業者の経営相談に応じてきた全国の商工会・商工会議所の経営指導員が、個々の小規模事業者の強みを分析し、その強みに応じた対策を提案、実行できるスキルを修得するための研修を実施する。

具体的には以下のとおり。

(1) 個者支援型研修(経営発達支援事業研修)

経営指導に携わる全ての職員が身につけるべき、「経営指導に際しての心構え」、「知識やスキル」を習得するとともに、需要動向調査の実施手法や経営計画の策定の勘所など、経営発達支援事業の推進に資する基本的なスキルを習得することを目的として実施するもの。

(2) 個者支援型研修(経営計画策定支援研修)

経営発達支援事業における小規模事業者の経営状況分析や地域経済動向調査、需要動向調査をもとにした具体的な外部環境の変化を捉え、経営革新や生産性向上に資する実効性のある経営計画策定手法を習得することを目的として実施するもの。

(3) ITスキル向上等研修

経営指導員が中小・小規模事業者を指導する上で、必要なITスキルを向上させるとともに、情報関係の知識や新しい制度内容等を習得するもの。

(4) 地域支援型研修

地域内の多くの事業者や機関を取り込んで、地域の知名度を向上させ、観光客の誘致や特産品の販路開拓等、地域全体を活性化する仕組みを作り上げる人材を育成するもの。

(5) 見習研修

若手経営指導員を先進的な支援機関で修行させ、将来商工会・商工会議所の中核となるような優秀な経営指導員を育成するもの。

2. 業務内容等

(1) 名称

「経営指導員向け小規模事業者支援研修(個者支援型研修(経営発達支援事業研修)、個者支援型研修(経営計画策定支援研修)、ITスキル向上等研修、地域支援型研修及び見習研修)」の実施に係る業務請負

(2) 研修回数及び開催場所

- ① 個者支援型研修(経営発達支援事業研修) : 2日間 計47回(各都道府県で1箇所)
- ② 個者支援型研修(経営計画策定支援研修): 1.5日間 計9回(各都道府県で1箇所)
- ③ ITスキル向上等研修: 1日間 計47回(各都道府県で1箇所)
- ④ 地域支援型研修: 1.5日間 計9回(各地域ブロックで1箇所)
- ⑤ 見習研修: 10日間 全国で24箇所(各地の中小企業診断協会等と連携し実施)

※ 見習研修の開催都道府県: 福島県、茨城県、新潟県、埼玉県、東京都(4箇所)、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、岐阜県、三重県、大阪府、兵庫県、岡山県、山口県、愛媛県、福岡県(2箇所)、佐賀県、長崎県、大分県

- (3) 受講料
無料
- (4) 研修開催日程
平成29年6月下旬～平成29年12月下旬までを予定

3. 請負業務内容(※)

経営指導員向け研修の実施及び運営に関する業務(ただし、研修企画及び講師選定は中小機構が担当するものとする)

- (1) 運営事務局の設置
- (2) 研修計画書の作成
- (3) 研修開催日程の調整(商工会・商工会議所等)
- (4) 講師依頼
- (5) 研修実施会場の選定・手配
- (6) 実施会場毎の研修開催案内資料(研修カリキュラム等)の作成
- (7) 研修教材等の依頼・印刷・準備等
- (8) 研修実施の周知及び受講者の募集・PR
- (9) 受講者等の申込受付及び管理、問合せ等に対する対応
- (10) 研修の実施・運営
- (11) アンケートの作成、実施、集計、分析
- (12) 研修実施等で発生する諸費用の立替払
- (13) 受講者の研修受講に伴う旅費の精算及び立替払
- (14) 全体開催実績報告書の作成
- (15) その他

(※)業務説明会において内容の詳細について説明を行う。

4. 業務期間

平成29年6月21日(予定)～平成30年2月15日(予定)

5. 企画選考の参加要件

- (1) 中小機構の契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当する者でないこと。
参考: <http://www.smrj.go.jp/kikou/disclo/zuikeiyaku/059009.html>
- (2) 中小機構の定める反社会的勢力対応規程(規程22第37号)第2条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。
- (3) 中小機構の定める平成29・30・31年度契約競争参加資格において「役務の提供等」のAまたはB区分に登録されていること。なお、新たに競争参加資格を得ようとする者にあつては、平成29年5月30日(火)17時までに(受付時間は10時から17時の間で11時30分から13時30分は除く)、関係資料を添えて以下に申請すること(持参で必着)。期限までに申請書の提出がなかった者は、

企画評価委員会に参加することができない。

【申請先】

〒105-8453 東京都港区虎ノ門 3-5-1 虎ノ門 37 森ビル 7階

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

財務部 調達・管理課(競争参加資格審査担当)

電話:03-5470-1507

参考: <http://www.smrj.go.jp/utility/bid/shikaku/index.html>

(4)平成 29 年 5 月 26 日(金)に開催予定の業務説明会に出席していること。

6. 請負先選考方法

- (1) 本請負業務は一般競争入札 総合評価落札方式にて決定する。
- (2) 企画書の評価審査は、本業務に関して設置する「企画評価委員会」が行う。
- (3) 価格評価(入札)において、予定価格(非開示)を超えた入札は除外する。
- (4) 入札価格について定められた計算式により価格評価点を計算する。
- (5) 企画評価点及び価格評価点の合計点のもっとも高い者(1社)を落札者として決定する。

7. 日程等(予定)

平成 29 年 5 月 12 日(金)	入札・契約手続委員会
平成 29 年 5 月 16 日(火)	請負先募集公告
平成 29 年 5 月 26 日(金)	業務説明会
平成 29 年 5 月 30 日(火)	質問書提出期限
平成 29 年 6 月 1 日(木)	質問書回答
平成 29 年 6 月 15 日(木)	企画提案書及び入札書等提出期限
平成 29 年 6 月 16 日(金)	企画評価委員会(プレゼンテーション)、審査
平成 29 年 6 月 19 日(月)	開札
平成 29 年 6 月 19 日(月)	採択・不採択者に結果通知
平成 29 年 6 月 21 日(水)	請負契約締結・業務開始

8. 業務説明会 開催日時等

- (1) 開催日時:平成 29 年 5 月 26 日(金) 14:00～
- (2) 開催場所:中小企業基盤整備機構 9H 会議室
※ 参加人数の確認のため、説明会に参加希望の場合は、下記の担当者まで、eメールにて、①社名、②参加人数、③担当者氏名・所属部署名・役職名を明記のうえ、平成 29 年 5 月 25 日(木)11:00 までに必ず連絡すること。

9. 留意事項

- (1) 採用の可否にかかわらず、公募申請書等の作成に係る費用はお支払できません。
- (2) 一度提出された書類の変更及び取り消しはできません。
- (3) 提出された書類は返却いたしません。
- (4) 提出された書類や取得した情報等は、本業務の採択に関する審査以外には使用しません。
- (5) 選考については、結果のみ通知し選考内容については公表いたしません。
- (6) 業務説明会に参加した者であって本選考への参加を辞退する場合、平成 29 年 6 月 15 日(木)17:00 までに、辞退の旨を下記にある問い合わせメールアドレスに連絡するとともに、受領した資料全てを下記あて返送ください。

10. その他

請負業務の内容、企画評価委員会(プレゼンテーション)の内容・日程・提出書類等の詳細については、業務説明会において説明する。

【本件に関する問合せ・連絡先】

独立行政法人 中小企業基盤整備機構(略称:中小機構)

経営支援部 人材支援グループ (担当:分部、田中)

E-mail:kenshu-shien2017@smrj.go.jp

TEL:03-5470-1642(直通)

〒105-8453 東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル 3階

この公募に関する掲載期間は、

平成29年5月16日(火)から平成29年5月26日(金)までとする。

以上